

令和3年12月23日  
東北厚生局

### 元保険薬局の指定の取消相当について

令和3年12月21日に開催された東北地方社会保険医療協議会において、「元保険薬局の指定の取消相当」について建議がありました。

これを受け、東北厚生局長は、下記のとおり対応することを決定しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 取消相当の内容

元保険薬局の指定の取消相当

名 称	共創未来 松川薬局
所在地	福島県福島市松川町字天王原 94 番
元開設者名	株式会社ファーマみらい 代表取締役 岡山 善郎
取消相当地月日	令和3年12月23日

(注)「取消相当」とは、取消の行政処分を行う前に、保険薬局が廃止届等を提出している場合は、保険薬局の指定の取消の行政処分が行えないため、地方社会保険医療協議会から「取消相当」との建議を受け、「取消」と同様に一定期間は再指定を認めない取扱いとするものです。

#### 2. 監査を行うに至った経緯

(1) 平成31年2月5日、株式会社ファーマみらい東日本支社仙台オフィスの職員(以下「仙台オフィス職員」という。)が東北厚生局福島事務所に来所し、共創未来松川薬局(以下「松川薬局」という。)において、調剤を行っていないにもかかわらず、他の薬局から調剤済処方箋を集約し、松川薬局において調剤を行ったものとして、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第49条第2項の規定に基づく帳簿への記載等を行った事実について管轄する自治体へ報告した旨の報告書の提出があった。

なお、報告書及び聴取確認した内容によると、会社からの具体的な取組内容の指示はないが、調剤基本料1が算定可能となるよう松川薬局の処方箋集中率を95%以下とするために、同一開設者の他の保険薬局で調剤した職員及びその家族の処方箋15例を松川薬局に集約したこと、また、当該処方箋15例を除いて集計した場合でも処方箋集中率は94.99%であり調剤基本料の算定に影響

がなかったとのことであったが、算出根拠が不明であるため、根拠を示す資料の提出について、追加で報告を求めた。

- (2) 平成 31 年 2 月 28 日、東北厚生局医療課（以下「医療課」という。）に仙台オフィス職員が来局し、松川薬局の平成 29 年度の処方箋集中率の算出根拠となる平成 28 年 3 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日までの間の全ての調剤済処方箋の写し、医薬品譲渡書兼請求書（引用者注：医薬品の店舗間移動の際に作成する書類）の写し及び処方箋集中率の推移に関する資料の提出があった。

このため、医療課において資料を確認したところ、平成 28 年 3 月から平成 29 年 2 月までの間において、全処方箋受付回数から他の店舗から集約したとされる不適切な 15 例の処方箋及び特例除外（注：時間外、休日、深夜加算等 350 回分）となる処方箋を差し引いた処方箋受付回数は 14,292 回であり、そのうち、主たる保険医療機関からの処方箋の受付回数は 13,577 回で、集中率は 94.997% で調剤基本料 1 の施設基準に適合していた。

しかしながら、報告があった 15 例以外にも、職員及びその家族の処方箋について、松川薬局の近隣以外の医療機関が発行する処方箋で、処方箋と同一の医薬品が同一数量分、医薬品譲渡書兼請求書により店舗間移動されている不自然な事例や、使用期間を超え本来は無効とすべき処方箋を調剤していた疑いのある事例が複数あることが確認され、仮にあと 1 例でも不適切な処方箋があれば集中率は 95% を超過し、松川薬局が平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの間に算定していた調剤基本料 1 について、施設基準の不適合となる可能性があることが判明した。

- (3) 平成 31 年 3 月 13 日、選定委員会を開催し、松川薬局を個別指導の対象として選定した。

- (4) 平成 31 年 3 月 15 日、医療課に仙台オフィス職員が来局し、株式会社ファーマみらいからの同日付けの中間報告書の提出があり、また、同年 4 月 24 日、医療課に仙台オフィス職員が来局し、同日付けの報告書（以下「最終報告書」という。）の提出があった。

- (5) 令和元年 9 月 24 日、松川薬局に処方箋を送付したと報告のあった福島県内の 1 保険薬局について個別指導を実施したところ、自局において薬剤を交付していたにもかかわらず松川薬局に処方箋を送付した事実を確認した。また、同日、松川薬局の個別指導も実施したところ、最終報告書に記載のあった 15 例の不適切な処方箋の集約を確認したが、前記（2）に記載した不自然な事例等について十分な説明が得られず、時間内に疑義が解消しなかったことから、個

別指導を中断した。

- (6) 令和元年10月30日、仙台オフィス職員と松川薬局の管理薬剤師が福島事務所に来所し、最終報告書に記載した15例以外の不自然な事例については、いずれも実際に松川薬局に処方箋を持ち込み、調剤を受けたものであるが、使用期間を超えた処方箋の調剤応需については、事実を認める旨の報告があり、処方箋集中率の算出根拠として無効として取り扱う必要性が認められた。
- (7) 令和元年12月10日、個別指導を再開し、改めて集中率について質問したところ、「10月30日の面談後に再計算したところ95.01%でした。」との回答があり、松川薬局が平成29年4月から平成30年3月まで算定した調剤基本料1及び平成29年6月から平成30年3月まで算定した基準調剤加算について、いずれも届出時から施設基準に適合していなかったことが強く疑われたため、改めて個別指導を中断した。
- (8) 以上により、調剤報酬を不正に請求していることが強く疑われたため、個別指導を再開せず、令和2年3月6日付け通知により中止し、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、同月17日から令和3年6月22日までの間において計12日間の監査を実施した。

### 3. 取消処分 of 主な理由

#### 【保険薬局の事故】

- 実際には、同一開設者の他の保険薬局で行った調剤を松川薬局で調剤を行ったものとして、調剤報酬を不正に請求していた。
- 同一開設者の他の保険薬局で調剤した医薬品を処方箋とともに松川薬局に移動して松川薬局で調剤を行ったものとして、調剤報酬を不正に請求していた。
- 本来は「調剤基本料3」の施設基準で届出しなければならないにもかかわらず、(ア) 同一開設者の他の保険薬局で行った調剤を松川薬局で調剤を行ったものとして操作し、また、(イ) 同一開設者の他の保険薬局で調剤した医薬品を処方箋とともに松川薬局に移動して松川薬局で調剤を行ったものとして操作し、更には(ウ) 使用期間を超過した処方箋を調剤応需し、「調剤基本料1」の施設基準（特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が9割5分以下）の基準に適合しているとして施設基準の虚偽の届出を行ったことに加え、「調剤基本料1」を算定している保険薬局においてのみ加算できる「基

準調剤加算」の施設基準の不適切な届出を行い、調剤報酬を不正に請求していた。

#### 4. 調剤報酬の不正及び不当請求額

監査において判明した不正・不当請求額（社保・国保・後期高齢の合計）

・不正請求額	2,601名分	10,875件	4,877,706円
・不当請求額	6名分	7件	2,136円
合計	2,607名分	10,882件	4,879,842円

（注）上記の金額は、監査で判明したものだけであり、最終的な不正・不当の金額は、今後精査していくこととしているので確定していない。

#### 5. 再指定等の取扱

原則として、指定の取消相当の日から5年間は、保険薬局の再指定は行わない。